

～理容所・美容所の構造設備基準～

(理容師法第12条、美容師法第13条、理容師法施行規則・美容師法施行規則第26・27条、
川崎市理容師法施行条例・川崎市美容師法施行条例第3条)

注1:掃除の際に水が浸透しないよう防水加工が施されているものを使用してください。

1 常に清潔に保つこと。

(1)床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。

注2:洗い場とは、洗髪台、シンク等を指します。

(2)洗い場は、流水装置とすること。

(3)ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

2 消毒設備を設けること。

3 採光、照明及び換気を充分にすること。

(1)採光及び照明:理・美容師が理・美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。

(2)換気:理・美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を 5cm^3 以下に保つこと。

注3:換気の方法は、換気扇等を稼働させることによる動力換気と、窓を開放する自然換気があります。

4 その他都道府県等が条例で定める衛生上必要な措置

(1)理・美容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。

注4:着付け・ボディエステなどは別区画を設ける必要があります。

(2)理・美容所は、作業を妨げない位置に作業場から明確に区分された待合設備を有すること。

(3)作業及び衛生保持に支障を来さない面積を確保すること。

理容所:11.55 m^2 以上

注5:面積には、休憩室、トイレ等は含みません。

→理容いす1台を想定しているため、理容いすを1台増やすごとに、2.64 m^2 以上ずつ増やすことが望ましい。

美容所:13.2 m^2 以上

注6:頭髪に係る施術を行う場合、消毒用設備とは別に設置が必要です。

(4)洗髪専用の設備を設置すること。

(5)洗い場(洗髪設備を含む)は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。

(6)排水は、適正に処理すること。

(7)消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。

注7:薬品及び衛生材料とは、消毒液、軟膏、ガーゼ、絆創膏、包帯等です。

(8)器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

(9)理・美容所で使用する水は、清浄なものであること。

(10)外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

(11)窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備(窓に網戸、排水溝に金網・金属格子を設置など)を有するとともに、必要に応じて駆除を行うこと。